

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月28日

【会社名】 株式会社ココカラファイン

【英訳名】 cocokara fine Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 塚本 厚志

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

【電話番号】 045(548)5929

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部総務部長兼健康経営推進担当
森 俊一

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

【電話番号】 045(548)5973

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部総務部長兼健康経営推進担当
森 俊一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社（以下「ココカラファイン」といいます。）は、2021年2月26日開催の取締役会において、ココカラファインと株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）との間の経営統合のための一連の取引の一環として、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とし、効力発生日を2021年10月1日（予定）（以下「本効力発生日」といいます。）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約の締結、本株式交換の効力発生を条件とし、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、効力発生日を本効力発生日とする、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割（以下「本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）」といいます。）の実施、及び本株式交換の効力発生を条件とし、ココカラファインを分割会社、MKCF分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）を承継会社とし、効力発生日を本効力発生日とする、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割（以下「本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）」といいます。）の実施を決議したこと、並びに、本株式交換により、ココカラファインの親会社に異動が見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、ココカラファインは、2021年4月28日付の取締役会決議により、マツモトキヨシホールディングスとの間で本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）に係る吸収分割契約を締結し、また、シナジー創出会社との間で本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）に係る吸収分割契約を締結し、上記臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項の一部が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

・本経営統合についての事項

2. 本経営統合の要旨

(2) 本経営統合の日程

・本株式交換についての事項

1. 本株式交換の相手会社についての事項

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

・本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）についての事項

3. 本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）の方法、本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(4) その他の吸収分割契約の内容

・本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）についての事項

3. 本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）の方法、本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(4) その他の吸収分割契約の内容

3 【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

・本経営統合についての事項

2. 本経営統合の要旨

(2) 本経営統合の日程

基本合意書及び資本業務提携契約の締結（両社）	2020年1月31日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結	2021年2月26日（ <u>本日</u> ）
本新設分割に係る新設分割計画（以下「本新設分割計画」といいます。）の作成 本吸収分割（マツモトキヨシホールディングス）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約（マツモトキヨシホールディングス）」といいます。）の締結 本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）」といいます。）の締結 本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約（ココカラファイン・シナジー創出会社）」といいます。）の締結 本吸収分割（ココカラファインヘルスケア・マツモトキヨシホールディングス）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約（ココカラファインヘルスケア・マツモトキヨシホールディングス）」といいます。）の締結 本吸収分割（ココカラファインヘルスケア・シナジー創出会社）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約（ココカラファインヘルスケア・シナジー創出会社）」といいます。）の締結	2021年4月（ <u>予定</u> ）
本株式交換契約、本新設分割計画及び本吸収分割契約（マツモトキヨシホールディングス）等の承認に係る定時株主総会（マツモトキヨシホールディングス）	2021年6月29日（ <u>予定</u> ）
本株式交換契約等の承認に係る定時株主総会（ココカラファイン）	2021年6月29日（ <u>予定</u> ）
最終売買日（ココカラファイン）	2021年9月28日（ <u>予定</u> ）
上場廃止日（ココカラファイン）	2021年9月29日（ <u>予定</u> ）
本株式交換、本新設分割、本吸収分割（マツモトキヨシホールディングス）、本吸収分割（ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス）、本吸収分割（ココカラファイン・シナジー創出会社）、本吸収分割（ココカラファインヘルスケア・マツモトキヨシホールディングス）及び本吸収分割（ココカラファインヘルスケア・シナジー創出会社）の効力発生日	2021年10月1日（ <u>予定</u> ）

上記の日程は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続き及び協議を進める中で、許認可の取得、又はその他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

・本株式交換についての事項

1. 本株式交換の相手会社についての事項

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	マツモトキヨシホールディングスはココカラファインの株式を6,006,908株(20.02%)保有しております。ココカラファインはマツモトキヨシホールディングスの株式を保有していません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	マツモトキヨシホールディングスとココカラファインは、2020年1月31日に資本業務提携契約を締結し、両社グループのシナジー創出に向けたP B商品の相互供給等の業務提携を実施しております。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

<中略>

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容」の「(2)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率1.70が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

・本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)についての事項

3. 本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)の方法、本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(4) その他の吸収分割契約の内容

ココカラファインは、本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)を2021年4月に締結することを予定しており、本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)の内容は、現時点では確定していません。

・本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)についての事項

3. 本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)の方法、本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(4) その他の吸収分割契約の内容

ココカラファインは、本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)を2021年4月に締結することを予定しており、本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)の内容は、現時点では確定していません。

(訂正後)

・本経営統合についての事項

2. 本経営統合の要旨

(2) 本経営統合の日程

基本合意書及び資本業務提携契約の締結(両社)	2020年1月31日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結	2021年2月26日
本新設分割に係る新設分割計画(以下「本新設分割計画」といいます。)の作成 本吸収分割(マツモトキヨシホールディングス)に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約(マツモトキヨシホールディングス)」 といいます。)の締結 本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)」 といいます。)の締結 本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約(ココカラファイン・シナジー創出 会社)」 といいます。)の締結 本吸収分割(ココカラファインヘルスケア・マツモトキヨシホールディングス)に係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約(ココカラファインヘルスケア・マツモトキヨシホールディングス)」 と いいます。)の締結 本吸収分割(ココカラファインヘルスケア・シナジー創出会社)に 係る吸収分割契約(以下「本吸収分割契約(ココカラファインヘル スケア・シナジー創出会社)」 と いいます。)の締結	2021年4月28日
本株式交換契約、本新設分割計画及び本吸収分割契約(マツモトキヨシホールディングス)等の承認に係る定時株主総会(マツモトキヨシホールディングス)	2021年6月29日(予定)
本株式交換契約等の承認に係る定時株主総会(ココカラファイン)	2021年6月29日(予定)
最終売買日(ココカラファイン)	2021年9月28日(予定)
上場廃止日(ココカラファイン)	2021年9月29日(予定)
本株式交換、本新設分割、本吸収分割(マツモトキヨシホールディングス)、本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)、本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)、本吸収分割(ココカラファインヘルスケア・マツモトキヨシホールディングス)及び本吸収分割(ココカラファインヘルスケア・シナジー創出会社)の効力発生日	2021年10月1日(予定)

上記の日程は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続き及び協議を進める中で、許認可の取得、又はその他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

・本株式交換についての事項

1. 本株式交換の相手会社についての事項

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(2020年12月31日現在)

資本関係	マツモトキヨシホールディングスはココカラファインの株式を6,006,908株(20.02%)保有しております。ココカラファインはマツモトキヨシホールディングスの株式を保有していません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	マツモトキヨシホールディングスとココカラファインは、2020年1月31日に資本業務提携契約を締結し、両社グループのシナジー創出に向けたP B商品の相互供給等の業務提携を実施しております。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

<中略>

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容」の「(2) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率1.70が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2021年2月26日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

・本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)についての事項

3. 本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)の方法、本吸収分割(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(4) その他の吸収分割契約の内容

ココカラファイン及びマツモトキヨシホールディングスが2021年4月28日付で締結した本吸収分割契約(ココカラファイン・マツモトキヨシホールディングス)の内容は別紙3のとおりです。

・本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)についての事項

3. 本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)の方法、本吸収分割(ココカラファイン・シナジー創出会社)に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(4) その他の吸収分割契約の内容

ココカラファイン及びシナジー創出会社が2021年4月28日付で締結した本吸収分割契約(ココカラファイン・シナジー創出会社)の内容は別紙4のとおりです。

別紙3

吸収分割契約書

株式会社ココカラファイン（以下「C社」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「M社」という。）は、2021年4月28日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

C社及びM社は、本契約の規定に従い、M社を承継会社、C社を分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により、C社の本部機能に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）をM社に承継させ、M社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

C社及びM社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) M社（承継会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021年10月1日付で株式会社マツキヨココカラ＆カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東9番地1

(2) C社（分割会社）

商号：株式会社ココカラファイン（2021年10月1日付で株式会社ココカラファイングループに変更予定）

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. M社は、本吸収分割により、C社から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該債務についてC社が履行その他の負担をしたときは、C社は、M社に対して、当該負担の全額について求償することができる。
3. M社は、本吸収分割の効力発生後に第1項に基づきC社からM社に承継された債務以外のC社の債務について履行その他の負担をした場合、C社に対して、当該負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

M社は、本吸収分割に際し、M社が前条第1項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第5条（M社の資本金等の額）

本吸収分割によりM社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びM社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、C社とM社との間の2021年2月26日付株式交換契約に基づくM社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第7条（株主総会）

1. C社は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約についての同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. M社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約についての同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C社及びM社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第9条（競業避止義務の免除）

C社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は第8条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C社及びM社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月28日

C社： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚本 厚志

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月28日

M社： 千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、本吸収分割によりM社がC社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、M社がC社から承継する資産及び債務については、C社の2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

C社の本部機能に属するソフトウェア及び投資有価証券の一切

2. 知的財産権

C社の本部機能に属する知的財産権の一切

3. 契約（雇用契約を除く）

C社の本部機能に関連するC社が締結又は過去に承継した契約（本効力発生日時点で有効なものに限る。以下本項において同じ。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。なお、雇用契約は、下記4のとおりとする。

4. 雇用契約

C社の本部機能に主として従事する従業員との間で締結された労働契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第5条第1項に基づき異議を述べた従業員（もしあれば）は除く。

5. 許認可等

C社の本部機能に属する、C社が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。

以上

別紙 4

吸収分割契約書

株式会社ココカラファイン（以下「C社」という。）及びMKCF分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」という。）は、2021年4月28日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

C社及びシナジー創出会社は、本契約の規定に従い、シナジー創出会社を承継会社、C社を分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により、C社の営業企画・運営支援機能等に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）をシナジー創出会社に承継させ、シナジー創出会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

C社及びシナジー創出会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) シナジー創出会社（承継会社）

商号：MKCF分割準備株式会社（2021年10月1日付で株式会社MCCマネジメントに変更予定）

住所：東京都文京区湯島一丁目8番2号 MK御茶ノ水ビル

(2) C社（分割会社）

商号：株式会社ココカラファイン（2021年10月1日付で株式会社ココカラファイングループに変更予定）

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

- シナジー創出会社は、本吸収分割により、C社から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
- 前項の規定による債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該債務についてC社が履行その他の負担をしたときは、C社は、シナジー創出会社に対して、当該負担の全額について求償することができる。
- シナジー創出会社は、本吸収分割の効力発生效后に第1項に基づきC社からシナジー創出会社に承継された債務以外のC社の債務について履行その他の負担をした場合、C社に対して、当該負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

シナジー創出会社は、本吸収分割に際し、シナジー創出会社が前条第1項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

第5条（シナジー創出会社の資本金等の額）

本吸収分割によりシナジー創出会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びシナジー創出会社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、C社と株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「M社」という。）との間の2021年2月26日付株式交換契約に基づくM社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第7条（株主総会）

1. C社は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約についての同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. シナジー創出会社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約についての同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C社及びシナジー創出会社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第9条（競業避止義務の免除）

C社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は第8条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C社及びシナジー創出会社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月28日

C社：

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファイン

代表取締役社長 塚本 厚志

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月28日

シナジー創出会社：

東京都文京区湯島一丁目8番2号 MK御茶ノ水ビル

MKCF分割準備株式会社

代表取締役社長 松本 清雄

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、本吸収分割によりシナジー創出会社がC社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、シナジー創出会社がC社から承継する資産及び債務については、C社の2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

C社の営業企画・運営支援機能等に属する工具、器具、備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、長期前払費用、敷金及び保証金の一切

2. 知的財産権

C社の営業企画・運営支援機能等に属する知的財産権の一切

3. 契約（雇用契約を除く）

C社の営業企画・運営支援機能等に関連するC社が締結又は過去に承継した契約（本効力発生日時点で有効なものに限る。以下本項において同じ。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。なお、雇用契約は、下記4のとおりとする。

4. 雇用契約

C社の営業企画・運営支援機能等に主として従事する従業員との間で締結された労働契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第5条第1項に基づき異議を述べた従業員（もしあれば）は除く。

5. 許認可等

C社の営業企画・運営支援機能等に属する、C社が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。

以上